

旅行業約款（手配旅行契約）

登録番号 東京都知事登録旅行業 第二種 8528号
社 名 サンフロンティア・スーパーマジック株式会社

第一章 総則

【適用範囲】

第一条 本契約は旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところにより、旅行者のために代理、媒介又は斡介をすること等により旅行者が運送、宿泊施設等の提供を受ける運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることと並び、手配することを引き受ける契約をいいます。

第二条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は斡介をする等により旅行者が運送、宿泊施設等の提供を受ける運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることと並び、手配することを引き受ける契約をいいます。

第三条 この約款で「国内旅行」とは、本邦内への旅行をいひ、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

第四条 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するときに、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊施設等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業取扱料（変更手数料及び取消料金を除きます。）をいいます。

第五条 この約款で「提携会社」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシール、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金に係る債務又は債権を、当該提携会社が債務の履行ならびに債権の引当に定める提携会社のカード会員のみにて受継承することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ提携会社等の第六十六条第二項は第五項に定める利用により支払うことを受ける手配旅行契約をいいます。

第六条 この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務の履行に際して行うことをいいます。

（年報債務の履行）

第三条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をするときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、議員、役員、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約が締結できなかった場合、当社がその義務を負ったときは、旅行者は、当社に対し、当該目的地の旅行業提携会社（以下「取扱会社」といいます。）を指定しなければなりません。当該取扱会社は締結した旅行代金については、カード利用日は、当社が提携・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約が締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

（旅行代金）

第四条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全額又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者や、手配を要して行う者その他の機関等に代り支払うことがあります。

第二章 契約の成立

（契約の申込み）

第五条 当社が手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込み書に前項の事項を記入の上、当社に定める手配旅行契約申込み金ととも、当社に提出しなければなりません。

第六条 当社が手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び取扱いしようとする旅行サービスの内容を当社に通知しただけで足りるものとします。

第七条 最初の申込金、旅行代金、取料料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

第八条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に同意しないことがあります。

一 運賃の額を超過した場合は、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員に引当に定めて決済できないとき。

二 旅行者が、身元保証、暴力団関係、暴力団関係、暴力団関係企業又は関連組織等その他の社会的勢力であると思われるとき。

三 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、強引に關して差別的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四 旅行者が、運送を拒否し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を損傷し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五 その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第九条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五項第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

第十条 運賃の額は、前項の規定にかかわらず、当社が第五項第二項の申込みを受理する旨の通知が旅行者に到達したときと定めます。

（契約成立の特例）

第十一条 当社は、第五項第一項の規定にかかわらず、前項による契約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾により手配旅行契約を成立させることがあります。

第十二条 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の規定により定めらるものとします。

（乗車券及び宿泊券等の発給）

第十三条 当社は、第五項第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配を目的とする手配旅行契約内で旅行代金と運賃を引当に当該旅行代金と運賃の支払いを受ける権利を行使した乗車券を交付するものについては、前項による申込みを交付するものとします。

第十四条 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約書面）

第十五条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行サービスに関する事項を記載した通知書（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が旅行者に対しての手配サービスについて乗車券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を行使した乗車券を交付するときは、当該契約書面に交付しないことがあります。

第十六条 前項の通知書に交付した書面を交付するときは、当該契約書面に交付しないことがあります。

第十七条 前項の通知書は、当該契約書面に記載することにより、旅行者に通知したものとします。

（情報提供の拒絶を回避する方法）

第十八条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとする旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行サービスに関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報提供の義務を履行する方法により当該書面に記載すべき事項（以下「その事項」といいます。）を記録することとします。

第十九条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通帳に前記事項を記録するものファイルが備えられているときは、当社が使用する通帳情報に備えられたファイル（専ら当該旅行者のみに使用することとします。）に記事項を記録し、旅行者が記事項を閲覧したことを確認します。

第三章 契約の変更及解除

（契約内容の変更）

第二十条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

第二十一条 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に受けた手配を取り消し（以下「取消」といいます。）し、取消料その他の費用を負担するものとします。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

（旅行代金に関する任意解除）

第二十二条 旅行者は、いつでも、手配旅行契約の全額又は一部を解除することができます。

第二十三条 前項の規定に基づいて手配旅行契約の解除されたときは、当社は、既に旅行者の申込みを受けた旅行サービスの提供として、又は既に提供を受けた旅行サービスに係る取料料、運送料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を負担するものとします。また、当該手配旅行契約の取消料その他の費用が当該旅行者が支払うべきであった取料料を支払わなければならないものとします。

（旅行者に準ずる事由による解除）

第二十四条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

一 旅行者が前項の規定までに旅行代金を支払わなかったとき。

二 運賃の額を超過した場合は、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員に引当に定めて決済できないときとします。

第二十五条 前項の規定に基づいて手配旅行契約の解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取料料、運送料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料その他の費用が当該旅行者が支払うべきであった取料料を支払わなければならないものとします。

（当社の責に帰する事由による解除）

第二十六条 当社は、前項に準ずる事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

第二十七条 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの提供として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を負担し、既に受けた旅行代金を旅行者に返金するものとします。

第二十八条 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償請求の請求を妨げるものではありません。

第四章 旅行代金

（旅行代金）

第二十九条 旅行者は、旅行日程開始日の前日までに前項まで、当社に対し、旅行代金を支払わなければならないとします。

第三十条 運賃額を超過したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の依頼への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が前項に当該旅行サービスの内容が旅行に追加した日とします。

第三十一条 当社は、旅行日程開始の前日、運送・宿泊機関等の運賃・料金の支払、乗降場所の変更その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することができます。

第三十二条 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

第三十三条 旅行者が通常価格を超過した場合は、前項に準じて、第五項第一項の規定により旅行者が負担すべき費用が旅行者には、当社は、提携会社のカードにより所定の依頼への旅行者の署名なくして当該旅行者の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用の額は当該旅行者が負担すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第十四条前項第二項の方式により当社が手配旅行契約を締結した場合は、旅行者は、当該目的地の前日までに、当社の定める支払期により、旅行者が当社に支払うべき費用を支払わなければならないものとします。

（旅行代金の返還）

第三十四条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用に旅行者の負担に準ずるものと及び取料料金（以下「諸費用」といいます。）と旅行代金として既に受けた金額が相殺された場合において、旅行者は、次項及び次項に定めることにより速やかに旅行代金の返還を受けます。

第三十五条 諸費用が旅行者の支払として既に受けた金額を超過したときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならないものとします。

第三十六条 諸費用が旅行者の支払として既に受けた金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払戻します。

第五章 団体・グループ手配

（団体・グループ手配）

第三十七条 当社は、同じ旅程を同時に旅行者の複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を指定して申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

第三十八条 当社は、契約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の権利を有するものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する引当に第二十二条第一項の規定は、当該契約責任者との間で適用されます。

第三十九条 契約責任者は、当社が定めるまでに、構成者の名称を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければならないものとします。

第四十条 当社は、契約責任者が構成者に対して既に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何の責任を負うものとはしません。

第四十一条 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始前においては、あらかじめ契約責任者が派遣した構成者を契約責任者とみなします。

（契約成立の特例）

第四十二条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五項第一項の規定にかかわらず、申込みの支払を受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することができます。

第四十三条 前項の規定に基づいて申込みの支払を受けることなく手配旅行契約を締結する場合は、当社は、契約責任者による申込を記録した書面を交付するものとします。手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

（構成者の変更）

第四十四条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申込みを受けるとは、可能な限り同意に応じます。

第四十五条 前項の規定に基づいて旅行者の増加又は減少及び当該変更による費用に帰属するものは、構成者に帰属するものとします。

（乗車サービス）

第四十六条 当社は、契約責任者があらかじめ求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することができます。

第四十七条 添乗員が旅行業務にサービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループの行動を行うことが必要であるとします。

第四十八条 旅行者が添乗サービスを希望する場合は、原則として、八時から二十時までの間に、当社が当該サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

第六章 責任

(当社の責任)

第二十三条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四十条の規定に基づいて手配を代行する者を（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったことに限りません。

2 旅行者が災厄地帯、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配旅行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、手配旅行について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては十四日以内に、海外旅行にあっては二十一日以内に当社に対して通知があったことに限り、旅行者一名につき十五万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(旅行者の責任)

第二十四条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の権利義務の内容について理解するよう努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始前において、契約書面に記載された旅行サービス内容に受領するため、万が一の旅行の損害と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配旅行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第七章 営業保証金（旅行業協会の有価証券でない場合）

(営業保証金)

第二十五条 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成員は、その取引によって生じた債権に關し、当社が営業保証法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。

- 2 当社が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は、次のとおりです。
- 一 名称
 - 二 所在地

第七章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

(弁済業務保証金)

第二十六条 当社は、一般社団法人 旅行業協会（東京都 千代田 区 豊町3丁目3番 5 号）の保証社員となっております。

2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成員は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人 旅行業協会が供託している弁済業務保証金から 一 月に該するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業法第四十九条第一項の規定に基づき、一般社団法人 旅行業協会に弁済業務保証金分限金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づき営業保証金は供託しております。

渡航手配代行契約の部

(適用範囲)

第一条 当社が旅行者との間で締結する渡航手配代行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令と一般に相立された慣習によります。

2 当社が供託に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により約款を補ったときは、前項の規定にかかわらず、その約款が優先します。

(渡航手配代行契約を締結する旅行者)

第二条 当社が渡航手配代行契約を締結する旅行者は、当社と郵售企画旅行契約、受注企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行者の郵售企画旅行について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。

(渡航手配代行契約の定義)

第三条 この約款で「渡航手配代行契約」とは、当社が渡航手配の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手配代行料金」といいます。）を収受することを初め、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを収受する契約をいいます。

- 一 旅費、旅費、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
- 二 出入国手続書類の作成
- 三 その他前各号に関連する業務

(契約の成立)

第四条 当社と渡航手配代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。

2 渡航手配代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

3 当社は、前二項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による渡航手配代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手配代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

4 当社は、次に掲げる場合において、渡航手配代行契約の締結に同意することがあります。

- 一 旅行者が、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総合協等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - 二 旅行者が、当社に対して暴力の要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - 三 旅行者が、悪徳を行使し、偽計を用い若しくは詐欺を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 四 その他当社の業務上の都合があるとき。

5 当社は、渡航手配代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手配代行契約により引き受けた代行業務（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手配代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他必要な事項を記載した書面を交付します。

6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者が使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

7 前項の場合において、旅行者が旅行者に提供に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当該に使用する通信機器に備えられたファイル（若しくは当該旅行者のファイルに供するもの）に「記載事項を記録し、旅行者が記載事項を確認したことを確認します。」

(収受業務)

第五条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。

(旅行者の義務)

第六条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手配代行料金を支払わなければならないとします。

2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

3 当社は、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在外邦国領事その他の官署に、手帳類、査証類、委託状その他の資料（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該査証料等を支払わなければならないとします。

4 受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が発生したときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければならないとします。

(契約の解除)

第七条 旅行者は、いつでも渡航手配代行契約の全部又は一部を解除することができます。

- 2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手配代行契約を解除することができます。
- 一 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。
 - 二 当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めたとき。
 - 三 旅行者が、渡航手配代行料金、査証料等又は前条第四項の費用を所定の期日までに支払わないとき。
 - 四 旅行者が前条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - 五 前三条第一号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責任に帰すべき事由によらず、旅費、査証又は再入国許可（以下「渡航料等」といいます。）を収得できないとそれが判明すべきとき、当社が認めたとき。
 - 三 前二項の規定に基づいて渡航手配代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び前条第四項の費用を支拂うほか、当社に対して、当社が既に受けた業務に係る渡航手配代行料金を支払わなければならないとします。

(当社の責任)

第八条 当社は、渡航手配代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の翌日から起算して六月以内に当社に対して通知があったことに限りません。

2 当社は、渡航手配代行契約により、実際に旅行者が損害等を取得できると及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責任に帰すべき事由によらず、旅行者が損害等を得たとき、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。